

熊本市公報

第 1510 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第 42 号）	3102
○熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第 43 号）	3105
○熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部 を改正する規則（第 44 号）	3107
○地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の 一部を改正する規則（第 45 号）	3108
○熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第 46 号）	3109
○熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則（第 47 号）	3110
○熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第 4 条第 1 項の年金たる給付等を定 める規則の一部を改正する規則（第 48 号）	3111
○熊本市市民活動支援センター規則の一部を改正する規則（第 49 号）	3112

公 告

○建築基準法第 8 6 条の 5 第 2 項の規定に基づく認定取消しに係る公告（第 508 号）	3113
○都市計画事業の承認及び認可に伴う関係図書の縦覧に係る公告（第 526 号）	3114

規 則

規 則 第 4 2 号

令和 8 年 8 月 1 8 日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和 4 3 年規則第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 7 項を第 9 項とし、第 6 項を第 8 項とし、第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 令和 8 年熊本地震により被災した場合における条例第 3 3 条第 1 項第 7 号の規定による市民税の減免は、第 4 条第 1 2 号の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

(1) 納税義務者、法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 9 号に規定する扶養親族の所有に係る住宅（当該納税義務者の居住の用に供しないものであって当該控除対象配偶者又は当該扶養親族の居住の用に供するものに限る。）又は家財につき令和 8 年熊本地震により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 1 0 分の 2 以上である者で、前年中の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の令和 8 年度分の市民税のうち令和 8 年 7 月 2 8 日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

前年中の合計所得金額 \ 損害の程度	軽減又は免除の割合		
	1 0 分の 2 以上 1 0 分の 4 未満 のとき	1 0 分の 4 以上 1 0 分の 5 未満 のとき	1 0 分の 5 以上 のとき

5 0 0 万円以下	2 分の 1	4 分の 3	全額
7 5 0 万円以下	4 分の 1	8 分の 3	2 分の 1
1, 0 0 0 万円以下	8 分の 1	1 6 分の 3	4 分の 1

- (2) 令和 8 年熊本地震により、その居住の用に供する住宅が、本市が行う令和 8 年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊に相当する程度の被害を受けたと認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるものに対しては、令和 8 年度分の市民税のうち令和 8 年 7 月 2 8 日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

被害の程度 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	半壊又は中規模半壊に相当するとき	大規模半壊に相当するとき	全壊に相当するとき
5 0 0 万円以下	2 分の 1	4 分の 3	全額
7 5 0 万円以下	4 分の 1	8 分の 3	2 分の 1
1, 0 0 0 万円以下	8 分の 1	1 6 分の 3	4 分の 1

- 7 令和 8 年熊本地震により著しく価値を減じた家屋に係る条例第 5 0 条第 1 項第 3 号の規定による固定資産税の減免の額は、第 6 条第 3 号の規定にかかわらず、当該家屋に対して課する令和 8 年度分の固定資産税額のうち令和 8 年 7 月 2 8 日以後に納期限の到来する税額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該家屋の価格の 1 0 分の 5 以上の価値を減じたとき 1 0 分の 1 0
- (2) 当該家屋の価格の 1 0 分の 4 以上 1 0 分の 5 未満の価値を減じたとき 1 0 分の 6
- (3) 当該家屋の価格の 1 0 分の 2 以上 1 0 分の 4 未満の価値を減じたとき 1 0 分の 4

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市税条例施行規則附則第 6 項及び第 7 項の規定は、令和 8 年 7 月 2 8 日以後に申請のあった市民税及び

固定資産税の減免について適用する。

規 則 第 43 号

令和 8 年 8 月 28 日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成 31 年規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号ウ中「360 円」を「370 円」に改め、同項第 2 号ア(イ)中「7,089,000 円」を「7,259,000 円」に改め、同表第 2 項第 1 号ウ中「1,390 円」を「1,480 円」に改め、同表第 3 項第 3 号アの表中

20,300 円	26,100 円	38,700 円	46,200 円	58,500 円	8,500 円
33,700 円	43,500 円	60,600 円	70,900 円	89,300 円	12,300 円

」

を

「

20,900 円	26,900 円	39,900 円	47,600 円	60,300 円	8,800 円
34,700 円	44,800 円	62,500 円	73,100 円	92,100 円	12,700 円

」

に改め、同号イの表中

「

6,700 円	8,900 円	13,400 円	16,300 円	20,500 円	2,900 円
10,700 円	14,000 円	19,900 円	23,600 円	29,800 円	3,900 円

」

を

「

6,900 円	9,200 円	13,800 円	16,800 円	21,100 円	3,000 円
11,000 円	14,400 円	20,500 円	24,300 円	30,700 円	4,000 円

」

に改め、同表第7項第1号イ中「53,900円」を「56,400円」に改め、同項第2号イ(ア)中「739,000円」を「757,000円」に改め、同号イ(イ)中「358,000円」を「367,000円」に改め、同表第9項第3号イ(ア)中「5,500円」を「5,800円」に改め、同号イ(イ)中「5,800円」を「6,100円」に改め、同号イ(ウ)中「6,300円」を「6,600円」に改め、同表第10項第3号中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改め、同表第12項第4号ア中「3,700円」を「3,800円」に改め、同号イ中「5,900円」を「6,100円」に改め、同表第13項第2号中「143,900円」を「148,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市災害救助法施行細則別表第1の規定は、令和8年4月1日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

規 則 第 4 4 号

令和 8 年 8 月 2 8 日

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則の一部を改正する規則

熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本市スタートアップ支援ファンド（仮称）無限責任組合員選定委員会の項、令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動に関する検証委員会の項及び令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における排水機場等の稼働状況等に関する検証委員会の項を削り、同表に次のように加える。

熊本市震災復興検討委員会	震災からの復興に向け、取り組むべき施策の体系化及び計画的な推進を図るとともに、本市の震災復興計画を策定するため、必要な事項を審議する。	令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
--------------	---	------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 4 5 号

令和 8 年 9 月 8 日

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 8 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則（令和 3 年規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方自治法第 2 4 3 条の 2 の 9 の規定により賠償責任を有する職員の範囲を定める規則

本則中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

規 則 第 4 6 号

令和 8 年 9 月 9 日

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市老人福祉法施行細則(平成 6 年規則第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 2 条中「(様式第 3 9 号)によらなければ」を「を提出することにより行わなければ」に改める。

別表第 2 備考第 1 項中「附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項」を「同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同表備考第 2 項第 2 号中「及び第 6 項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 4 7 号

令和 8 年 9 月 9 日

熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市有功者表彰規則の一部を改正する規則

熊本市有功者表彰規則（平成 1 5 年規則第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「次に掲げる」を削り、同項各号を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する本章及び略章の制式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 4 8 号

令和 8 年 9 月 9 日

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第 4 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第 4 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第 4 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則（平成 1 2 年規則第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 3 万円」を「8 5 万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市退隠料、遺族扶助料の年額の改定に関する条例第 4 条第 1 項の年金たる給付等を定める規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

規 則 第 4 9 号

令和 8 年 9 月 1 1 日

熊本市市民活動支援センター規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市市民活動支援センター規則の一部を改正する規則

熊本市市民活動支援センター規則（平成 1 3 年規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民が使用できる時間等）」を付し、同条を次のように改める。

第 4 条 市民がセンターを使用できる時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで（木曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。） 午前 9 時から午後 8 時 3 0 分まで
- (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時から午後 5 時まで

第 5 条の見出しを削り、同条中「は、次に掲げる日は事務を行わないもの」を「を使用することができない日は、次に掲げる日」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

- (1) 木曜日（木曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

公 告 第 5 0 8 号

令和 8 年 8 月 2 8 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 6 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記の一団地認定を取消したので、同法第 8 6 条の 5 第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

- | | | |
|----------------|------------------------------|---|
| 1 申請人 | 住 所 | 福岡県福岡市博多区博多駅前 1 - 7 - 2 2
第 14 岡部ビル 6 階 |
| | 氏 名 | 株式会社ライダース・パブリシティ
九州営業所 所長 織畠 和也 |
| 2 認定区域 | 地名地番 | 熊本市南区島町四丁目 5 番 1 の一部、8 番の
一部、9 番 1 の一部、1 0 番 1 の一部 |
| | 敷地面積 | 5 0 0 2 . 9 6 m ² |
| 3 一団地認定年月日番号 | 平成 2 8 年（2 0 1 6 年）9 月 2 3 日 | 指令（建指）第 5 3 4 号 |
| 4 一団地認定取消年月日番号 | 令和 8 年（2 0 2 6 年）8 月 2 7 日 | 指令（建指）第 0 0 0 5 5 1 号 |

公 告 第 5 2 6 号

令和 8 年 9 月 1 1 日

令和 8 年 8 月 3 日付け国都計第 7 0 号で承認及び認可された、熊本都市計画道路事業について、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定により図書の写しの送付を受けたため、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 施行者の名称

国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

2 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業 1 ・ 4 ・ 6 号 中九州横断道路大津熊本線

3 事業地

収用の部分

熊本県合志市大字上庄字壺ノ口、字中辻、字高見、字喜瀬ノ上、字中原、字中野、字揚土、字田久保、字境目、字豆ヶ原及び字大坪並びに大字栄字豆原、字碩本、字北受、字石本及び字中野並びに大字合生字辻久保、字辻原、字塩浸及び字小合志原並びに大字御代志字亀甲、字宅地、字天神免及び字古屋敷並びに大字野々島字沖田、字中原、字枇杷田、字野田原、字矢具原、字芝原、字駄飼場、字丸内、字辨天前、字前原及び字木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野、字梅ノ木塚、字金塚及び字久保並びに明徳町字沖畑並びに改寄町字沖野地内

使用の部分

熊本県合志市大字上庄字壺ノ口、字喜瀬ノ上、字中原、字揚土、字田久保及び字豆ヶ原並びに大字栄字豆原、字碩本及び字中野並びに大字合生字

辻久保、字辻原、字塩浸及び字小合志原並びに大字御代志字亀甲、字宅地
及び字古屋敷並びに大字野々島字沖田、字丸内、字辨天前、字前原及び字
木原野並びに同県熊本市北区大鳥居町字新山、字木原野及び字久保並びに
明德町字沖畑地内

4 事業施行期間及び縦覧期間

令和 8 年（2026 年）8 月 18 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで

5 縦覧場所

熊本市 都市建設局 土木部 道路計画課